

## 情報公開規程

### (目的)

第1条 この規程は、NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ（以下「当法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

### (法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

### (情報公開の方法)

第4条 当法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程の定めるところに従い、主たる事務所への備え置きにより、情報の公開を行うものとする。

### (書類の備え置き等)

第5条 当法人は、特定非営利活動促進法第52条第4項、第54条第4項、第56条に定められた別表に掲げられた書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。  
2 当法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

### (閲覧等の場所及び日時)

第7条 閲覧希望者は、希望日時の7日前までに当団体事務局へ連絡することとする。  
2 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、主たる事務所とする。  
3 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、当法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、当法人の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただし、当法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

### (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経てこれを定める。

### (管理)

第9条 当法人の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附則

この規程は、令和7年12月19日から施行する（令和7年12月19日理事会決議）。